

報告第11号

専決処分について報告の件

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、請負契約額の変更について次のとおり専決処分したので報告するものであります。

令和6年3月4日提出

芽室町長 手 島 旭

専 決 処 分 書

請負契約額の変更

町は、請負契約の額を次のとおり変更する。

- 1 工 事 名 芽室町総合体育館内部改修工事
- 2 工 事 場 所 芽室町総合体育館
- 3 契 約 金 額 変更前 118,800,000円
変更後 119,449,000円
- 4 契約の相手方 北土開発・鍵谷特定建設工事共同企業体
代表者 芽室町東6条10丁目1番1
株式会社北土開発
代表取締役 山田 朝常
- 5 工 期 自 令和5年 9月 7日
至 令和6年 2月 5日
- 6 工 事 概 要 建築主体工事（アスリートミュージアム改修工事、キッズスペース改修工事等）、電気設備工事（第1アリーナ照明設備工事、受変電設備改修工事等）、機械設備工事（第2アリーナ空調設備工事、キッズスペース空調工事等） 一式
- 7 変 更 内 容 キッズスペース改修工事に係る内装工事等の追加
令和6年1月31日 専決処分

説 明

芽室町総合体育館内部改修工事について、工事請負契約書第25条の規定により、請負契約額について変更契約を締結したものであります。

